

特別養護老人ホームみのわ 利用料金表

令和6年6月1日改定

- 利用者様の要介護度及び所得により利用料が決まります。
- 下記の表は、自己負担割合が1割で算出しています。

加算等	要介護度	要介護3	要介護4	要介護5
介護福祉施設サービス費		828	901	971
看護体制加算Ⅰ		12		
サービス提供強化加算Ⅱ		18		
介護職員等処遇改善加算Ⅰ		加算率 14.0%		
地域区分割合		1単位あたりの単価 10.14 円		
1ヶ月(30日)あたり		992 円 × 30 日 = 29,760 円	1,076 円 × 30 日 = 32,280 円	1,157 円 × 30 日 = 34,710 円
食費	第2段階	11,700 円 (390 円 /日)		
	第3段階①	19,500 円 (650 円 /日)		
	第3段階②	40,800 円 (1,360 円 /日)		
	第4段階	43,350 円 (1,445 円 /日)		
居住費	第2段階	24,600 円 (820 円 /日)		
	第3段階	39,300 円 (1,310 円 /日)		
	第4段階	60,180 円 (2,006 円 /日)		
合計	第2段階	66,060 円	68,580 円	71,010 円
	第3段階①	88,560 円	91,080 円	93,510 円
	第3段階②	109,860 円	112,380 円	114,810 円
	第4段階	133,290 円	135,810 円	138,240 円

※該当者のみ下記「看取り介護加算Ⅰ」が日額で加算されます。

期間	死亡日の31日前～45日前	死亡日の4日前～30日前	死亡日の前日および前々日	死亡した日
	73円	146円	690円	1,298円

※事務管理費として、別途、1ヶ月3,900円(130円/日)徴収させていただきます。

※その他、医療費、理美容代、日用品及び嗜好品等は、自己負担となります。

※本表は、概算の金額となるため、請求時の金額と誤差が生じる場合があります。

利用者負担段階	所得に関する要件	資産に関する要件
第2段階	前年の年金収入と所得金額の合計が80万円以下である方	単身650万円以下、夫婦1,650万円以下
第3段階①	前年の年金収入と所得金額の合計が80万円を超え、120万以下である方	単身550万以下、夫婦1,550万以下
第3段階②	前年の年金収入と所得金額の合計が120万以上である方	単身500万以下、夫婦1,500万以下
第4段階	上記以外の方(住民税課税者)	一定額を超える場合